

令和4年4月1日

学 生
教 職 員
各 位

帝京科学大学
副学長 永沼 充

対面授業における登校及び出席条件に係る留意事項について

本学では、現在、対面授業を実施しています。学生・教職員の皆さんには、引き続き新型コロナウイルス感染症の予防対策など、健康管理については十分注意しながら、対面授業等に参加することを要請致します。

また、改めて下記の留意事項について、注意喚起いたします。

記

1. 対面授業への本学出席条件等について

1) 健康管理記録表の記入継続

現在、新型コロナウイルス感染症の予防対策の一環として、各学生は、「健康記録表」への体温等の記載を行い、原則として、対面授業に出席する直近の7日間、平熱が保たれ、風邪の症状がないことを前提に、登校、対面授業に参加することが可能です。また、健康記録表は、対面授業に出席する場合、担当教員にいつでも提示できるように常時携帯してください。(添付：健康記録表様式)

2) 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の行動判断フロー (大学入構の可否基準)

対面授業に出席する直近の7日間に 発熱等の風邪症状が現れた学生については、「新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の行動判断フロー」A～F に従い、各要件が満たされた場合は、対面授業に出席可能です。別添の行動判断フロー図を参考にして、各自の適切な行動と報告をお願いいたします。(添付：行動判断フロー図)

なお、発熱や風邪症状などの何等か感染症が疑われる場合には、無理をせずに「自宅待機」をすることを基本方針としますので、対面授業への出席ができない場合には、担当教員に随時ご相談ください。

3) **新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触者と特定された学生は、下記指定期間の登校は不可とします。**

- ①PCR 検査等により、新型コロナウイルスに感染していると診断されてから、厚生労働省が定める退院や療養生活を終了する際の判断基準を満たすまでの期間。
- ②保健所により、濃厚接触者と特定され、保健所が指示する期間(感染者との最終接触日の

翌日から起算して7日間)。

2. 学内行動履歴の記録

対面授業の拡充に際して、学内通学者から感染者が生じた場合に、すみやかに学内濃厚接触者を特定し、集団感染拡大(クラスター)を防止する必要があります。感染者が発生した場合は、すみやかな連絡をお願いします。

行動履歴を記録することについては、感染を防ぐ意識を高め、感染予防につなげることで、対面授業が中断してしまわないようにすることが重要と考えていますので、引き続き、皆さんのご協力をお願いします。

3. COVID-19 感染防止策学生行動指針の実践(新しい生活様式の実践)

感染症予防の啓発を図るため、すでに大学ホームページ等で、本学学生の行動指針をお知らせしていますが、引き続き、以下の諸点に十分留意し、感染防止に努めるようお願いいたします。

- 1) 毎朝起床時に検温する(目安: 37.5°C未満)。
- 2) 検温において、平熱より高い場合や風邪の症状がある場合は、対応部局(各学科助言教員又は事務局学生係・教務課)に連絡し、入構せず自宅待機とし、健康観察を徹底する。
- 3) 通学時や学内では、必ずマスクを着用する。
- 4) 教室やカフェテリア等では指定された座席以外は使用しない。
- 5) まめに手指の消毒を行う、水と石けんによる手洗いを励行する。
- 6) 近距離での会話や、大声を出すことは控える。

学生の皆さんの安全・安心を第一に教育・研究を進めます。

お気づきの点があれば、以下へ随時ご連絡ください。

(本件連絡先)

(千住キャンパス) TEL03-6910-3790

(東京西キャンパス) TEL0554-63-6913